

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月22日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第15号

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年岩手県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(特別休暇) 第26条 [略] 2 [略] 3 特別休暇（勤務時間等規則第12条第3号から第5号まで、第7号から第13号まで、第16号、第18号、第19号及び第21号に規定するものに限る。）については、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額又は給与額を減額する。 。	(特別休暇) 第26条 [略] 2 [略] 3 特別休暇（勤務時間等規則第12条第3号から第5号まで、第7号、 <u>第11号</u> から第13号まで、第16号、第18号、第19号及び第21号に規定するものに限る。）については、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額又は給与額を減額する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。